

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）	1
二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）	4

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（定義等）

第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他の種の存続に支障を来す事情があることをいう。

2 この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

5・6 （略）

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 （略）

三 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであつて政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

項

四〇六 （略）

3〇5 （略）

（捕獲等の禁止）

第九条 国内希少野生動植物種及び緊急指定種（以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。）の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 二 生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として環境省令で定める場合
- 三 人の生命又は身体の保護その他の環境省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(捕獲等の許可)

第十条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等を行うとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2～10 (略)

(譲渡し等の禁止)

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る譲渡し等をする場合
- 二 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合
- 三 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であつて本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの（以下「原材料器官等」という。）並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定器官等」という。）の譲渡し等をする場合
- 四 第九条第二号に規定する場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品の譲渡し等をする場合
- 五 第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の譲渡し等をする場合
- 六 希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であつて環境省令で定める場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合

2 (略)

(譲渡し等の許可)

第十三条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等を行うとする者（前条第一項第二号から第七号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等を行うとする者を除く。）は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2～4 (略)

(輸出入の禁止)

第十五条 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(陳列又は広告の禁止)

第十七条 希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等、第九条第二号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合は、この限りでない。

(個体等の登録)

第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの(以下この章において「登録要件」という。)に該当するもの(特定器官等を除く。)の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。

2 (略)

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（国内希少野生動植物種等）

第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。

2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。

3 （略）

（希少野生動植物種の卵及び種子）

第二条 法第六条第二項第三号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。

一 緊急指定種のうち環境大臣が指定するものの卵

二 別表第一の表一、同表の表二（鳥綱、爬虫綱、両生綱及び昆虫綱キケンデラ・ボニナ（オガサワラハンミヨウ）、キュビステル・レウイスィアヌス（マルコガタノゲンゴロウ）、プラテュプレウラ・アルビヴァンナタ（イシガキニイ）、ヘミコルドウリア・オガサワレンスィス（オガサワラトンボ）、インドレステス・ボニネンシス（オガサワラアオイトトンボ）、リノキュファ・オガサワレンスィス（ハナダカトンボ）及びリベルラ・アンゲリナ（ベッコウトンボ）を除く。）に係る部分に限る。）

三 クレピディアストルム・グランデイコルム（コヘラナレン）、ロドデンドロン・ボニネンセ（ムニンツツジ）、アユガ・ボニンシマエ（シマカコソウ）、メラストマ・テトラメルム（ムニンノボタン）、ピペル・ポステルスィアヌム（タイヨウフトウカズラ）、ピトスポルム・パルヴィフオリウム（コバトベラ）、スึมプロコス・カワカミイ（ウチダシクロキ）及びカルリカルパ・パルヴィフオリア（ウラジロコムラサキ）の種子

（個体等の輸出入の要件）

第三条 （略）

2 法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国がその個体等の輸出を許可に係らしていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等（その個体の一部であつた器官又はその個体若しくはその個体の一部であつた器官を材料として製造された加工品をいう。以下同じ。）である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書）が添付されていること又は同表の表二に掲げる種の個体等であることとする。

3 （略）

(個体等の登録の要件)

第四条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- 一 (略)
- 二 別表第二の表二の中欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日前に、本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体(当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。)、器官(当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。)、又は加工品(当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。、)であること。
- 三 (略)

別表第一 国内希少野生動植物種(第一条、第二条、第三条関係)

表二

科名	種名
第一 動物界	
一 (略)	
二 (略)	
三 爬虫綱 へび亜目	
へび科	オピストトロピス・キクザトイ(キクザトサワヘビ)
四 両生綱	
さんしゅうお目	
さんしゅうお科	ヒュノビウス・アベイ(アベサンショウウオ)
五 (略)	
六 昆虫綱	
(一) 甲虫目	
はんみょう科	キキンデラ・ボニナ(オガサワラハンミョウ)
げんごろう科	アキリウス・キシイ(ヤシヤゲンゴロウ) キュビステル・レウイスイアヌス(マルコガタノゲンゴロウ)



こしよう科	キュプリペデイウム・マクラントウム変種レブネンセ（レブンアツモリソウ） キュプリペデイウム・マクラントウム変種スペキオスム（アツモリソウ） デンドロビウム・オキナウエンセ（オキナワセツコク） リパリス・エルリプテイカ（コゴメキノエラン） マラクスイス・ボニネンスイス（シマホザキラン） プラタンテラ・ソノハライ（クニガミトンボソウ）	
とべら科	ピペル・ポステルスイアヌム（タイヨウフウトウカズラ）	
はなしのぶ科	ピトスポルム・パルヴィフォリウム（コバトベラ）	
はなしのぶ科	ポレモニウム・キウスイアヌム（ハナシノブ）	
さくらそう科	プリムラ・キソアナ変種キソアナ（カツコソウ）	
きんぼうげ科	カルリアンテムム・インスイグネ変種ホンドエンセ（キタダケソウ）	
はいのき科	スユムプロコス・カワカミイ（ウチダシクロキ）	
くまつづら科	カルリカルパ・パルヴィフォリア（ウラジロコムラサキ）	
備考	括弧内に記載する呼称は、和名である。	

別表第二 国際希少野生動植物種（第一条、第二条、第四条関係）  
表二

科名	種名	適用日
第一 動物界		
一（三）（略）		
四 両生綱		
(一) 無尾目		
ひきがえる科	アルティフリユノイデス属（コウチヒキガエル属）全種 アテロプス・ゼテキ（ツエテクマガイドクガエル） ブフォ・ペリグレネス（オレンジヒキガエル） ブフォ・スペルキリアリス（カメルーンヒキガエル） インキリウス・ペリグレネス（オレンジヒキガエル） ネクトフリユノイデス属（コモチガエル属）全種 ニンバフリユノイデス属（ニシコモチヒキガエル属）全種	昭和五五年一月四日 昭和五八年七月二九日 平成七年二月一六日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 平成七年二月一六日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日

ひめがえる科	デユスコフス・アントンギリイ(アントンギルガエル)	昭和六二年一〇月二二日
(二) さんしようお目		
おおさんしようお科	アンドリアス属(オオサンショウウオ属) 全種	昭和五五年一月四日
いもり科	ネウレルグス・カイセリ(カイザーツエイモリ)	平成二二年六月二三日
五〇一〇 (略)		
第二 (略)		
備考 括弧内に記載する異名以外の呼称は、和名又は通称である。		